

I. あっせん・調停委員手記

あっせん・調停委員として思うこと

あっせん・調停委員 弁護士 石山卓磨 様

はやいもので日本商品先物取引協会のあっせん・調停委員になってから 13 年がたちました。当初はよく、多額の損失をこうむった申立人の窮状を見るに忍びなく、あっせん・調停終了後の帰路、兜橋を渡り証券取引所を過ぎたあたりで、画廊に飛び込み、展覧中の絵画を見て、気持を静めてから地下鉄に乗ったものです。

素人の一般人にとっては、商品先物取引がリスクをとまなうものであることを理屈では知っていても、多額のお金を工面して投下しているのですから、自分の場合は「大丈夫」でなければなりません。ですから「この外務員なら大丈夫」と自分に言い聞かせ、すぎる思いで彼を強く信頼してしまいます。しかし結果が裏目に出ると、信頼心が裏切られたという強い怒りの怨念にかかります。これをじかに感じながらあっせんを進めるわけですから、間に立って、私もその場にいつらいつらい思いをしてきました。外務員としても顧客に損を加えてやろうと思って助言してきたわけではなく、成り行きの結果が不幸に終わってしまった場合が多いでしょうから、恨まれる身も切ないところです。

三者三様につらい思いをするのがあっせんの場合ですが、自分の財産をすってしまった申立人が一番つらい思いをしていることは当然です。ですから私は、せめてじっくり時間をかけて申立人の言い分を聞き、その胸の思いをすべてはき出してもらうことにしています。そのうえで、現行の法制度下における救済の可能性について冷静に考えてもらいます。

会社側と申立人との言い分は真っ向から対立するのが常態でして、両者の言い分の中から真理を探し当てなければなりません。この点、多くの場合、当事者の言い分を裏付ける確証がないまま「言った、言わない」論争に陥りますので、私としては「真理は中庸にある」という基本線を出発したうえで、事態の把握を深めていくことにしています。

多くのあっせんを経験し、強く思うこと、それは取引の依頼人は、手仕舞いの意思表示をしっかりと会社側に伝えてほしいということです。外務員に「もうやめる」と伝えても、



「もうひとふんばり頑張りましょう」といわれて翻意し、ずるずると取引を継続して破滅してしまう場合が非常に多く、そこから「仕切り拒否だ」、「いや違う、自分の意思で取引を継続した」という争いになってしまいます。結局、外務員の説得に従ってしまふ根底には、「損失を挽回したい」という思いのほか、「ここでやめてしまつては、外務員の〇〇さんに

悪いのではないか」といった遠慮ないしは情をかける心理も横たわっているのではないで
しょうか。しかし、その善意が仇となり自分の首を絞めてしまいます。商品先物取引には
非情なリスクが伴いますから、決して情に溺れてはならないのですが、そのあたりが一般
人にとっては盲点であるように思われます。

また、外務員はこのような顧客
の本音の気持ちを汲みとるよう最
大限努力をすることが重要だと思
われます。



最近、あっせん件数が大いに
減少してきています。これは本来
あるべき姿で商品先物取引を実施

する正常な事態が社会に根付いてきている証左といえるでしょう。会社・外務員と取引依
頼人とが信頼と納得の絆に結ばれつつ、健全な商品先物取引が展開されていくことを願わ
ずにはおられません。

Ⅱ. 総合的な取引所の制度検討と産業構造審議会商品先物取引分科会について

1. 総合的な取引所の創設について

(1) 検討チームの発足

総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設については、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定した[新成長戦略](#)に掲げられた 21 の「国家戦略プロジェクト」の一つとして取り上げられ、「証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013 年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実現を行う」とのスタンスが示されました。その具体化に向けて金融庁・農林水産省・経済産業省では、10 月 28 日に副大臣・大臣政務官で構成する総合的な取引所検討チーム（以下「検討チーム」という。）を発足させ、検討を開始しました。

(2) 中間整理

平成 22 年 12 月 22 日付けの[中間整理](#)では、平成 25 年の総合的な取引所の実現を目指して速やかに制度施策を実施するとした上で、「関連する法案については速やかに、遅くとも平成 24 年通常国会に提出できるよう、そのための準備を可及的速やかに進める」とし、検討チームでの議論を踏まえ、取引所、清算機関、規制・監督、税制、更なる規制改革の 5 つの論点に関する議論が整理されました。

(3) 検討チームの取りまとめ

本年 2 月 24 日、検討チームの検討結果である[取りまとめ](#)において、「これまでの法改正を踏まえつつ、当面、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所（商品取引所が金融商品取引所と合併・事業譲渡により統合した場合等）について、規制・監督を一元化する」とし、[制度概要](#)も示されました。

〔制度概要の要旨〕

- ① 当面、商品先物取引法上の商品からコメ等の特定の商品を除いたものを「金融商品」の定義に加え、具体的には金融商品取引法施行令に規定する。
- ② 証券・金融と上記の商品を一体として取り扱う総合的な取引所は金融商品取引法に基づいて規制する。ただし、上記の商品のみを取り扱う取引所は従来どおり商品先物取引法による。
- ③ 総合的な取引所の商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業者の業務に追加し、原則として第一種金融商品取引業者に関する規制を適用する。ただし、商品デリバティブ取引に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者の財務基準は、商品先物取引法に基づく規制と同様とする。
- ④ 行為規制等は金融商品取引法の規制を原則として適用するが、商品先物取引法の規制及び実施状況等を考えて整備する。
- ⑤ 商品デリバティブ取引に係る限定された業務のみを行う金融商品取引清算機関を念頭に、商品取引清算機関が当該取引の清算に参加できるよう、最低資本金に係る

免許要件を設定する。

- ⑥ 商品デリバティブ取引を扱う業者は投資家保護基金の加入義務の対象とする。ただし、当分の間、日本商品委託者保護基金に加入している商品先物取引業者について、投資家保護基金の加入を免除し、日本商品委託者保護基金がその業務を行うことを可能とする。
- ⑦ 商品デリバティブ取引については、商品先物取引法に基づき認められている分別管理の方法によることも可能にする。

(4) 関係法案の国会提出

3月9日に商品先物取引法を含めた[金融商品取引法等の一部を改正する法律案](#)が第180回通常国会に提出されました。

2. 産業構造審議会商品先物取引分科会の関係

(1) 分科会の開始

農林水産大臣と経済産業大臣は、平成24年2月9日付けにて産業構造審議会に対して「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度の在り方いかん。」との諮問を行いました。

この諮問を受けて産業構造審議会商品先物取引分科会の第1回会合が2月10日に開催され、[「商品先物取引分科会開催の背景及び検討事項について（案）」](#)が示されました。

〔商品先物取引分科会開催の背景及び検討事項について（案）の要旨〕

(1) 最近の商品先物市場を取り巻く状況

- ① 商品先物市場は重要な産業インフラとなっており、累次の委託者保護の強化を通じて苦情相談件数が確実に減少し、市場としての健全性も向上しているが、その一方で出来高の減少が続いていることから、健全な市場の活性化が急務となっていること。
- ② 欧米では商品取引所と金融デリバティブ取引所が同じ持ち株会社の下に連携するなどし、アジアにおいても証券・金融・商品を一体に扱う総合的な取引所を設立する形態が見られること。
- ③ 我が国では、平成23年12月24日に閣議決定された[日本再生の基本戦略](#)において、総合的な取引所について「2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行う」とされたこと。
- ④ 11月には東京証券取引所と大阪証券取引所が経営統合すると発表したこと。

(2) 商品先物市場の今後のあり方

① 商品取引所の今後のあり方について

証券・金融取引所と商品取引所が同じ持株会社の下に併存する場合の枠組みは平成21年の法改正で対応されたが、更に統合した場合の制度のあり方について事前に枠組みを用意しておくべきではないか。

② 商品先物市場の活性化・健全な発展の方策について

商品先物市場の発展につながる方策を考えるとともに、(1)に掲げる取引所や諸制度の検討・制度導入を待つことなく可能なものから直ちに実施すべきではないか。

(2) 分科会の開催状況

この考え方にに基づき、以下のとおり第1回と第2回では総合的な取引所の実現に向けた制度のあり方等について、第3回から第5回までは商品市場の活性化・健全な発展の方策について委員等からのプレゼンテーションを交えて議論されました。次回(6月18日開催予定)の会合において、これまでの議論を踏まえて商品先物取引分科会としての取りまとめが行われる予定です。

[第1回](#) 2月10日(金) 16時～18時

[第2回](#) 2月23日(木) 10時～12時

[第3回](#) 3月28日(水) 16時～18時

岡地和道委員(日本商品先物振興協会会長)

高井裕之委員(住友商事株式会社理事、エネルギー本部長)

細井裕嗣委員(JX日鉱日石エネルギー株式会社執行役員需給本部副本部長)

[第4回](#) 4月17日(火) 13時30分～15時30分

大田清則委員(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員)

江崎格委員(株式会社東京工業品取引所取締役代表執行役社長)

新村博道氏(Ginga Petroleum(S)Pte Ltd 社長)

[第5回](#) 5月24日(木) 17時30分～19時30分

荒井史男委員(日本商品先物取引協会会長)

第5回会合で行われた荒井会長のプレゼンテーションの内容

[日商協の重点的な取組み]

1. 協会の会員基盤

平成23年1月1日施行の商品先物取引法により、国内商品市場取引を取り扱う商品先物取引業者から、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を取り扱う商品先物取引業者を含めた会員構成となった。これに伴って会員の行う商品先物取引業務もビジネスの相手方や方法等が多様化し、他業種を中心とする会員も増えた。

会員が金融商品取引業の自主規制機関に加入している状況は、金融先物取引業協会が39社、日本証券業協会が31社であり、本会にのみの加入会員は18社に止まっている。

2. 協会のミッション(使命)

こうした会員基盤の大きな変化を踏まえ、商品先物取引法の施行前から定款諸規程の改正を行い、特に金融商品取引業における自主規制規則との整合性を図ってきたところである。そして、本会のミッションについては、平成23年11月16日開催の第24回臨時総会において会員間で共有し、それを踏まえて平成24年度の事業計画を策定したところである。本分科会でも議論されたところであるが、投資家からの信頼を向上

させるためにはトラブル発生の最小化が重要であり、過去に発生したトラブルからのイメージを払拭すべく次の3つの事業に取り組んでいる。

3. 勧誘に関する重点的取組み

平成16年の法改正で再勧誘の禁止等の勧誘規制が導入されたのを受け、契約締結前の勧誘に関する苦情の防止に努めてきたが、こうした未取引の苦情が勧誘活動に関する社会的評価の低下を招くことから、平成23年1月26日開催の第92回理事会において「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」を決議し、当該苦情の申出を受けた会員に対して再発防止の観点から引き続き指導を行っている。

4. 苦情相談情報の活用

平成11年4月から苦情相談業務を開始し、昨年度の苦情件数は60件とピークであった平成11年度の503件の9分の1に、相談（問い合わせ）件数は868件と同様に平成13年度の8,221件の10分の1に減少した。しかしながら、相談件数が約1,000件程度あることを踏まえ、今年度から苦情や紛争の未然防止の観点から会員に関する相談について分析を行うとともに、当該会員に対して定期的に受付件数及び相談の具体的内容を周知することとしている。

5. 外務員の資質向上

これまで外務員登録資格試験や登録更新講習の実施により外務員の資質向上に努めてきたが、今年度から管理部門や営業部門の責任者を対象にした主にコンプライアンスをテーマにしたセミナーを再開する一方、外務員の商品知識の向上に資するため、上場商品に関する解説書を制作することとしている。

Ⅲ. 平成 24 年度の事業計画について

1. 平成 24 年度事業計画

平成 24 年度の事業計画については、会員に対して実施した協会運営に関するアンケート結果を踏まえて次の通り作成し、第 25 回臨時総会（平成 24 年 3 月 14 日）で承認されました。

平成 24 年度事業計画

平成 24 年度事業推進の基本方針

平成 23 年 1 月 1 日の商品先物取引法の完全施行に伴い、商品デリバティブ取引を取り巻く環境は、国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を取り扱っている商品先物取引業者が新たに本会の会員となったこと、不招請勧誘の原則禁止が導入されたこと、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」が公表されたことなど大きく変化しました。

平成 23 年度は、こうした環境の変化に対応するため、平成 22 年度に引き続き自主規制規則等を整備するとともに、外務員登録の手続きの見直しなどを行ってきたところである。

平成 24 年度においては、定款に定められた本会の目的である「商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図る」べく、平成 23 年度に行った諸事業をさらに深化させ、①商品デリバティブの特徴に対応した会員のコンプライアンスの確保、向上、②商品先物取引業者と投資家の信頼関係の醸成、③商品デリバティブ取引に対する社会的信頼性の向上を図ることを事業推進の基本方針とし、これに沿って以下の各事業に重点的に取り組むこととする。

また、政府の新成長戦略に掲げられている「総合的な取引所」の創設については、今通常国会に関連法案を提出するとされていることから、その状況に応じて対処することとする。

1. 自主規制に係る事業

(1) 商品先物取引業務に係る自主規制ルール整備

- ① 商品先物取引法に対応した自主規制ルールの整備
- ② 商品先物取引法及び自主規制ルールの周知

(2) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じた適正な商品先物取引業務の確保
- ② 商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の整備
- ③ 不適正な商品先物取引業務を行った会員に対する同業務の改善勧告及び改善結果の徴求

- ④ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務、経理に関する監査の実施
 - ② 社内監査の実施体制及び社内監査の結果に関する調査
 - ③ 商品先物取引業務の種類及びビジネスの実態に応じた社内監査のあり方の検討
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
 - ① 会員の商品取引事故の確認申請の処理
 - ② 会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告の処理
 - ③ 会員の商品取引事故に係る確認申請等に関する社内管理体制の整備
- (5) 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

2. 苦情・紛争の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの苦情の解決
- (2) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争解決に係る処理業務の迅速かつ効率的な実施
 - ② ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- (3) 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
 - ① 相談センターに寄せられる顧客等の声の分析
 - ② 会員ニーズに基づく相談（問い合わせ）に関する周知
- (4) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

- (1) 外務員研修に係る事業
 - ① 登録更新講習の運営・実施
 - ② 外務員教育教材の制作
- (2) 外務員登録資格試験の運営・実施
- (3) 外務員の登録等に係る事業の運営・実施
- (4) 外務員等に対するセミナー等の開催

4. 協会の運営に関する事業

- (1) 協会ホームページのコンテンツの充実・強化
- (2) 協会事業に係る情報提供
 - ① 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ② 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ③ マスコミ報道機関等への情報提供
- (3) 内外自主規制機関との連携
- (4) 統計資料の公表

2. 平成 24 年度事業計画で特筆すべき事項

平成 24 年度事業計画のうち、特筆すべき事項は次の通りです。

(1) 自主規制に係る事業

商品デリバティブ取引の種類（国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引）及びビジネスの実態（取引の相手方、営業手法等）に則した自主規制を展開するため、会員のコンプライアンス体制の整備等が円滑に推進されるよう機動的な支援を行うとともに、これと並行して、商品デリバティブ取引に関する社会的信頼の向上を図るための企業情報のあり方を検討する。

[具体的な取り組み]

- ① 会員からの商品先物取引業務に関する質問を受け付け、本会はもとより、必要に応じて主務省を含めた関係機関に問い合わせ、その情報を会員間で共有する体制を整備する。
- ② 会員からの社内監査体制に関する報告を踏まえ、商品先物取引業務の種類及びビジネスの実態に応じた社内監査項目とその着眼点等を検討し、取りまとめた資料を作成する。
- ③ 商品先物取引業務の種類及びビジネスの実態を踏まえ、個人顧客にとって有用と考えられる企業情報とその開示のあり方を検討する。

また、必要に応じて会員の意見等を自主規制に係る事業に反映できるよう、具体的方策を検討する。

(2) 苦情・紛争の解決に係る事業

苦情及び紛争のほかに、年間約 1,000 件の相談（問い合わせ）を受け付けており、その中には苦情や紛争の未然防止に役立つ情報もあることから、会員（現会員）に関する相談について分析を行う。

また、相談の対象である会員が判明する事案については、定期的（2 か月ごと）に、該当する会員に対して受付件数及び相談の具体的内容を周知する。

(3) 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

① セミナー等研修会の開催

管理部門責任者、営業部門責任者等を対象とし、主にコンプライアンスをテーマとしたセミナー等研修会を開催する。開催頻度は開催地等を考慮して、秋口から延べ4回ほど実施する。

② 国内商品市場に上場されている主な商品の特性等のテキストの制作

外務員等の知識の向上に資するため、上場商品の歴史・特性・需給・価格変動要因、国内上場商品と同一商品についての外国商品市場の状況等の解説書としてテキストを制作し、秋口には頒布する。

③ 外務員資格試験用新テキストの著者による学習ポイントを纏めた冊子（教科ポイント）の制作

商品先物取引法や商品先物市場の基礎知識の習得に資するため、社内研修及び自学自習の補助教材として活用できるよう、外務員資格試験用新テキストの学習ポイントを纏めたサブテキストを制作し、夏期には頒布する。

(4) 協会の運営に関する事業

① 協会ホームページのコンテンツの充実・強化

会員との情報交換ツールの一つである協会ホームページの会員専用ページについて、会員アンケートの結果、操作性に関する意見が寄せられたため、各種届出、報告に関する操作性向上のための改修を行うとともにメールで新着情報の更新の通知を徹底する。

② 商品デリバティブ取引に関する統計資料の作成、開示

これまで開示していた苦情・紛争受付状況、登録外務員数の推移に加え、定款の施行に関する規則に基づいて提出されている各報告書を基に、どのような統計資料が作成できるのか検討し、資料を作成する。なお、各報告書に記載されていないデータの中で、その重要性の高い項目については別途報告を求めることも検討する。

IV. コンピュータによる外務員登録資格試験及び登録更新講習の導入について

1. 概要

従来の集合形式による外務員登録資格試験及び登録更新講習では、開催予定時期の2ヶ月程前に東京・大阪などの開催地毎に受験・受講者数の調査を会員各社に対して実施し、その結果を踏まえて会場を確保していましたが、当然のことながら受験・受講者数によっては開催を見合わせたり、直前に中止せざるを得ない場合が生じていました。

このような状況を解消するため、本年度（平成24年度）から外務員登録資格試験及び登録更新講習をコンピュータで実施するよういたしました。この変更により、受験・受講者が全国の会場から都合のよい日時・会場を選択のうえ、会場に向いてコンピュータで試験及び講習を受けることが可能となり、また、原則、毎日受験・受講することができるなど会員、受験・受講者にとって利便性の高いものとなっています。

手続き等の手順につきましては、後掲の「コンピュータ方式による資格試験（更新講習）フロー」をご覧ください。

2. 再受験等の取扱いについて

コンピュータで外務員登録資格試験及び登録更新講習を実施することになったため、再受験や再受講に次の制限を設けました。

(1) 外務員登録資格試験

これまでの集合形式による外務員登録資格試験においては、不合格者が再受験をする次の試験日まで最低1ヶ月の間隔がありましたので、外務員資格を取得するために必要な学習の時間も最低1ヶ月間は確保することができました。

コンピュータによる試験では、原則、毎日受験することが可能ではありますが、集合形式と同様に学習するための時間を設ける必要があることから、隣接業界の実態等を勘案して「当該受験日から30日を経過しなければ再受験することはできない。」こととしました。

(2) 登録更新講習

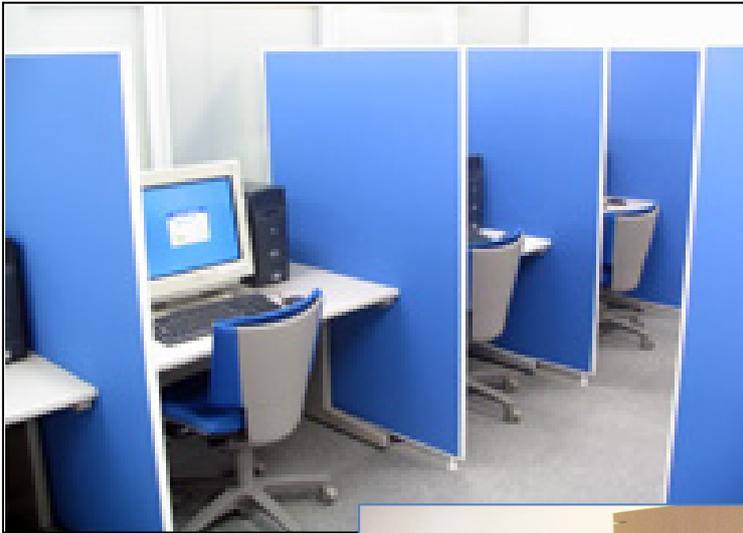
これまでの集合形式による登録更新講習においては、講習の修了要件として講義聴講後、本会の提示したテーマについてレポートの作成（記載内容によっては再提出）を課していました。

コンピュータによる登録更新講習においては、考課測定方式を導入して一定基準を満たすことで修了となりますので、一定基準を満たすことができなかった場合は、再度受講し、考課測定で一定基準を満たす必要があります。

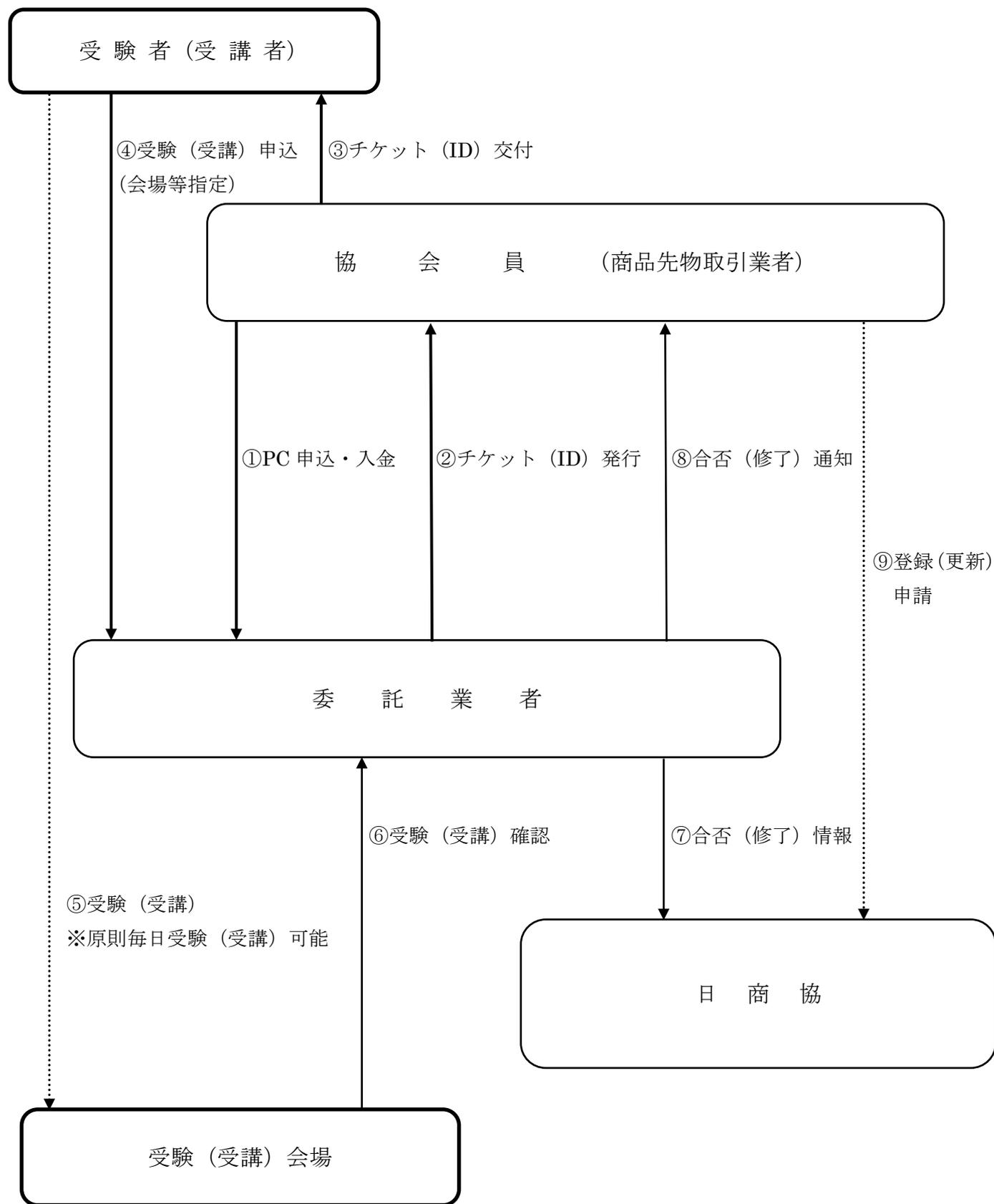
3. 受験・受講料について

コンピュータによる外務員登録資格試験の受験料は従来の集合形式と同額の1名あたり会員は6千円、会員外は1万2千円となっています。

登録更新講習の受講料も従来と同額の1名あたり会員は1万円、会員外は2万円となっています。



コンピュータ方式による資格試験（更新講習）のフロー



V. 統計資料

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況(平成23年度)

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (年度末) (千枚)	商先業者 国内市場 売買枚数 (千枚)	国内取引を行 う社の外務員 (年度末) (人)	手数料収入 (百万円)	
	全体	国内取引 を行う社						
平成11年度		110	176,565	2,271	155,456	13,596	284,219	
平成12年度		106	222,293	2,731	206,837	14,132	297,306	
平成13年度		105	254,387	2,795	225,333	14,757	321,176	
平成14年度		100	284,971	2,672	250,106	14,773	339,061	
平成15年度		97	311,580	2,670	268,384	14,894	345,757	
平成16年度		96	269,357	2,051	240,745	14,611	292,154	
平成17年度		86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	
平成18年度		79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	
平成19年度		70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	
平成20年度		49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	
平成21年度		37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	
平成22年度	53	33	63,510	393	44,654	2,784	44,236	
平成23年度 (前年比)	4月	55	33	5,378	397	4,132	2,748	3,934
	5月	57	33	5,078	417	3,759	2,797	3,706
	6月	58	33	5,203	444	3,865	2,856	3,873
	7月	58	33	4,849	458	3,529	2,861	3,343
	8月	59	33	8,542	414	6,203	2,831	5,969
	9月	59	33	6,753	404	5,107	2,511	4,616
	10月	59	33	5,448	404	4,256	2,488	3,505
	11月	59	33	5,036	423	3,921	2,506	3,643
	12月	59	33	4,970	390	3,961	2,480	3,508
	1月	59	33	4,308	390	3,454	2,450	2,828
	2月	59	33	5,006	385	4,050	2,437	3,680
	3月	59	33	5,246	394	4,423	2,405	3,617
平成23年度 (前年比)			65,818 103.54%	394 100.25%	50,662 129.22%	2,405 86.39%	46,222 117.77%	

(注) 商品先物取引業者(商先業者)は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内商品市場取引に限り主務大臣より許可を得て営業を行っていた。

(注) H23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

(注) 商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

出典： 商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数及び手数料収入は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

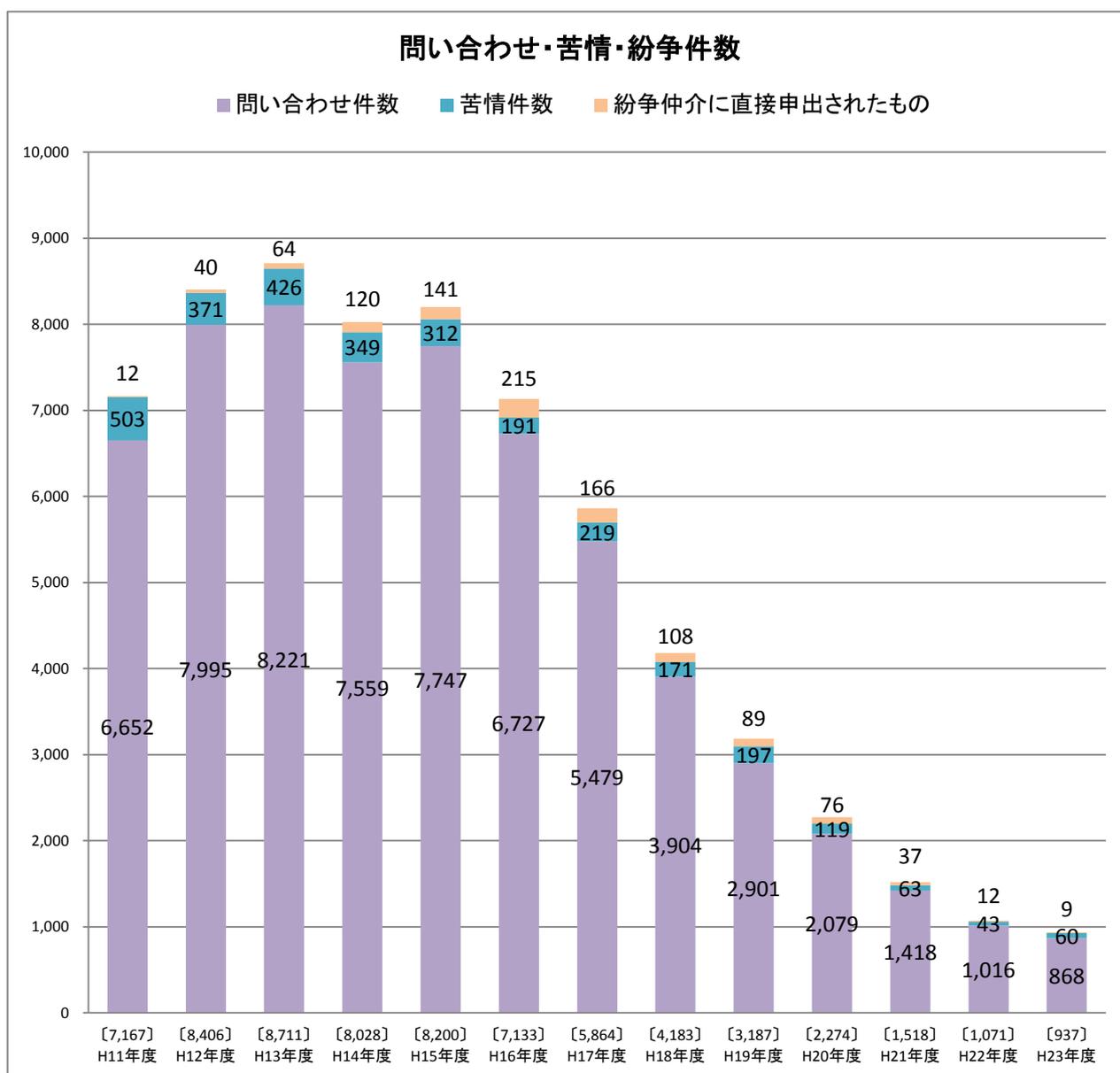
国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

V. 統計資料

2. 問い合わせ・苦情・紛争件数の推移(平成11年度～平成23年度)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
問い合わせ件数	6,652	7,995	8,221	7,559	7,747	6,727	5,479	3,904	2,901	2,079	1,418	1,016	868
苦情件数	503	371	426	349	312	191	219	171	197	119	63	43	60
紛争仲介件数(すべて)	25	65	101	145	164	250	208	140	131	96	66	29	27
苦情から紛争仲介に移行したもの	13	25	37	25	23	35	42	32	42	20	29	17	18
紛争仲介に直接申出されたもの	12	40	64	120	141	215	166	108	89	76	37	12	9
相談センター受付合計件数	7,167	8,406	8,711	8,028	8,200	7,133	5,864	4,183	3,187	2,274	1,518	1,071	937

紛争仲介件数のうち、苦情から紛争仲介に移行したものの件数は、すでに苦情件数に含まれていたため、合計件数から除外した。



「2011年度(平成23年度)相談等業務レポート」より抜粋

V. 統計資料

3. 平成24年度 苦情・紛争受付状況（4月分）

(1) 4月の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

①問い合わせの状況

問い合わせは41件であり、前年同月68件と比べて27件減となっている。
その内訳は、現会員に関するもの22件、元会員に関するもの3件、その他16件となっている。
その他のうち、海外先物等に関するもの（無許可・無登録業者に関するもの）は2件となっている。

②トラブル解決の受付状況

苦情申出に紛争直接申出を加算した件数（相談センターに解決を委ねられたトラブルの件数）は4件[苦情申出3件＋紛争直接申出1件]であり、前年同月3件と比べて1件増となっている。
トラブル解決の申出件数は、昨年末から年初にかけて一時増加していたが、4月は3月に引き続いて4件となっている。

③苦情の受付状況

苦情申出は3件であり、前年同月3件と比べて横這いとなっている。申出事由は3件全てが「不当勧誘類型」であり、未取引の苦情はなかった。

④紛争仲介の受付状況

紛争申出は3件であり、前年同月4件と比べて1件減となっている。うち、紛争直接申出は1件であった。

(2) 4月の問い合わせ・苦情等受付状況(件数)

問い合わせ受付状況

	23年度										24年度									
	問い合わせ	現会員等	国内商品			元会員等	その他	うち海外先物等		うち FX等	問い合わせ	現会員等	国内商品			元会員等	その他	うち海外先物等		うち FX等
			国内商品	外国商品	店頭商品			うち海外先物等	うち FX等				国内商品	外国商品	店頭商品			うち海外先物等	うち FX等	
4月	68	30	26	0	4	12	26	9	1	41	22	20	1	1	3	16	2	2		
5月	62	16	15	0	1	6	40	13	1											
6月	75	21	19	0	2	15	39	13	1											
7月	68	29	24	0	5	7	32	10	0											
8月	89	37	32	2	3	25	27	9	0											
9月	101	34	30	0	4	28	39	6	2											
10月	88	40	38	2	0	11	37	8	0											
11月	57	24	22	1	1	12	21	6	0											
12月	66	25	23	1	1	9	32	7	0											
1月	69	26	24	1	1	9	34	7	1											
2月	74	39	30	3	6	16	19	5	1											
3月	51	32	28	2	2	2	17	2	2											
合計	868	353	311	12	30	152	363	95	9	41	22	20	1	1	3	16	2	2		
4月~4月	68	30	26	0	4	12	26	9	1	41	22	20	1	1	3	16	2	2		

※上記問い合わせの「現会員等」は集計時点の会員等で名称が判明した件数である。
 ※上記問い合わせの「元会員等」は受託業務廃止等ですでに会員等でない社で名称が判明した件数である。
 ※上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、ロコロンドンまがい取引等が含まれるが、いずれも会員外の取引を集計している。

苦情・紛争仲介受付状況

	23年度					24年度												
	苦情(C)	紛争仲介	うち紛争仲介直接申出(D)	(C)+(D)	苦情(C)	紛争仲介					うち紛争仲介直接申出(D)	(C)+(D)						
						国内商品	外国商品	店頭商品	うちスワップ	うちCFD等			国内商品	外国商品	店頭商品	うちスワップ	うちCFD等	
4月	3	4	0	3	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	4
5月	3	1	1	4														
6月	7	0	0	7														
7月	4	2	1	5														
8月	6	0	0	6														
9月	6	4	2	8														
10月	4	2	1	5														
11月	2	1	1	3														
12月	8	2	1	9														
1月	6	1	0	6														
2月	7	5	2	9														
3月	4	5	0	4														
合計	60	27	9	69	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	4
4月~4月	3	4	0	3	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	4

不当勧誘類型に占める未取引

	23年度		24年度	
	不当勧誘	未取引	不当勧誘	未取引
4月	2	0	4	0
5月	3	0		
6月	6	2		
7月	3	2		
8月	3	2		
9月	8	2		
10月	5	0		
11月	2	0		
12月	9	0		
1月	5	1		
2月	7	0		
3月	4	1		
合計	57	10	4	0

申出事由類型別状況

申出事由	23年度			24年度		
	件数	比率%	実会員数	件数	比率%	実会員数
不当勧誘類型	57	82.6%	19	4	100.0%	4
一任売買類型	1	1.4%	1			
無断売買類型	5	7.2%	5			
過当売買類型	0	0.0%	0			
仕切回避類型	3	4.3%	3			
返還遅延類型	0	0.0%	0			
連絡不備類型	1	1.4%	1			
その他	2	2.9%	2			
合計	69	100.0%	21	4	100.0%	4

※数字は苦情と紛争仲介直接申出の合計である。
 ※「申出事由分類」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

紛争の処理状況

紛争仲介		あっせん又は調停の別	処理結果			
申出件数	繰越件数		解決	取下げ	打切り	処理中
3	15	あっせん	2	1	1	14
		調停	0	0	0	

※本会の紛争仲介は、その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

V. 統計資料

4. 登録外務員数の推移

平成21年度まで

単位：人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成15年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成16年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成17年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成18年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成19年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成20年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成21年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成22-23年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
平成22年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,028	1,028	0	2,797	2,784	0
平成23年度	2,797	2,784	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,073	2,405	272

※ 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成24年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
4月	29,073	2,405	272	596	18	1	2	2	0	682	44	40	28,987	2,343	233
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、店頭商品取引と国内商品市場取引を行っていた会員1社が4月16日付で国内商品市場取引から撤退したため、新規登録者数と登録抹消者数との加減と当月末外務員数との差異が生じています。

V. 統計資料

5. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京工業品取引所](#)

[\(株\)東京穀物商品取引所](#)

[関西商品取引所](#)

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会

[業界統計データ](#)

(株)日本商品清算機構

[商品取引所出来高速報等](#)

日本商品委託者保護基金

[委託者資産保全措置の状況](#)

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京工業品取引所

[先物・オプション入門](#)

(株)東京穀物商品取引所

[「農産物先物取引」講座](#)

関西商品取引所

[商品先物取引ガイド](#)

編集後記

- 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が完全施行され、本会は国内商品市場取引を行う「商品取引員」の自主規制機関から、外国商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引を行う業者を含めた「商品先物取引業者」の自主規制機関となりましたので、平成 23 年度も引き続き、こうした会員基盤の変化に対応するための環境整備を行ってまいりました。そして、本年 3 月末日をもって無事に平成 23 年度を終えることができましたことは、会員の皆さまのご理解、ご協力の賜物と衷心よりお礼申し上げます。平成 24 年度事業は、3 月 14 日の第 25 回臨時総会においてご承認いただきました事業計画及び収支予算に基づき展開してまいります。本文でご紹介した総合的な取引所の創設など、業界を取り巻く情勢の変化につきましても適宜対応してまいります。
- 総合的な取引所（証券・金融・商品）につきましては、3 月 9 日に商品先物取引法を含めた金融商品取引法等の一部を改正する法律案が国会に提出されました。それに相前後して産業構造審議会商品先物取引分科会が開催され、これまでの 5 回の議論を踏まえて次回 6 月の会合で報告書（案）の取りまとめが行われる予定となっています。本号（第 4 号）では、可能な限り総合的な取引所に関する閣議決定等を含めた資料にリンクを貼りましたので、ご利用いただければ幸いです。
- 本会の主な事業の一つである紛争仲介につきましては、毎月、四半期、年度ごとに受付件数や処理状況等を集計してホームページに掲載しておりますが、データからは見えないあっせん・調停の様子について、あっせん・調停委員の石山弁護士に「あっせん・調停委員として思うこと」と題する手記をご寄稿いただきました。
- 今夏も全国的に「節電」が叫ばれております。本会事務局でも節電及び地球温暖化防止対策の一環として、5 月 7 日から 10 月末日まで職員のノーネクタイ等の軽装と冷暖房の高めの設定によるクールビズを実施しておりますので、皆さまにご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 次回の会報（第 5 号）は本年 9 月を予定しております。今後とも、本会報では、会員の利便性に資する情報をお届けできるよう努めてまいりますので、ご活用いただければ幸いです。ご意見・ご要望等がありましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

管理グループ総務経理担当 03-3664-4732

soumu@nisshokyo.or.jp

2012 年 5 月 日本商品先物取引協会役職員一同